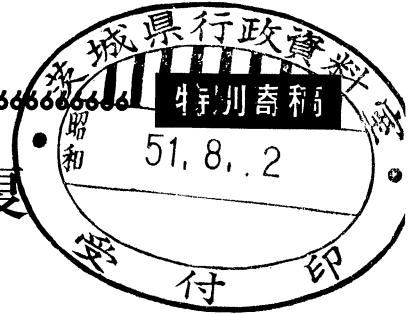


oo



景況は着実に回復

短期経済観測調査から

宇都宮 信一



日本銀行では、毎年2、5、8、11月に全国約5千社の企業を対象として、短期経済観測調査を実施し、企業動向の把握に努めている。茨城県からも製造業、非製造業合わせて80社のサンプルを選び、調査表の記入を

依頼し、県内企業の動向を把握している。

このほど、本年5月時点の調査表の集計を終えたので、その結果を紹介することにしたいと思う。

概況

当県においても、全国同様、輸出の好調、内需の堅調に支えられて、景況は着実に回復しており、企業に先行きのコンフィデンスができてきたように思われる。すなわち、業況全般に対する判断として調査表は、「良い」「さほど良くない」「悪い」の3つに分けて回答を求めているが、「悪い」と答えた企業の割合が昨年5月の72%を境に逐期減少、今回の本年5月時点の調査では30%にまで改善され、先行きも「悪い」と回答した企業は21%になった。一方、「良い」と答えた企業の割合は昨年2月の2%を底に増加を続け、今回調査では18%にまで回復した。もっとも、「悪い」と答えた企業が「良い」と答えた企業を12ポイント上回っているところからみて、現状がなお所謂水面下にあることは否定できないであろう。

生産、売上げ、在庫

1～3月中の生産実績は前期比7.6%増と前回2月時点の予測値3.8%増を上回る伸びを示した。電気機器、輸送用機器、非鉄などにこの傾向がみられる。売上げも1～3月中に前期比8.3%の増加をみせた。

先行き4～6月、7～9月とも売上げ伸長が見込まれている。

一方、製造業の在庫水準に対する判断をみると、在庫調整進捗の結果、「適正」とする企業が63%と過半を占めるに至った。「過大～やや多目」とみる企業が65%を占めた49年11月とは様変わり、一部業種には在庫不足感さえ台頭している。

販売価格、採算

販売価格については、保合とみる企業の割合が77%と大勢である。採算については、「悪化」と答えた企業の割合がピーク時の昨年2月の57%以降徐々に改善をみているが、現状なお32%と多い。売上伸長にもかかわらずコスト高が依然として採算圧迫材料になっていることが窺われる。もっとも合理化努力、売上増加の結果、先行きでは14%の企業が採算「好転」を見込んでいる。

設備投資、雇用人員

調査表により51年度設備投資計画(工事ベース)をみると、全般的には沈静していて大幅な盛り上りはないが、鉄鋼が前年度比倍増となったのをはじめ、電気機器、輸送用機器がそれぞれ前年度比6割の大幅増加を示し、いずれも前回の本年2月時点の計画を増額修正しているのが注目される。

一方、雇用人員については、「過剰」とみる企業の割合が昨年2月の56%をピークに漸減、今回調査では33%にまで落ち込んだ。先行きはさらに25%まで低下、過剰感の一層の後退が予測されている。

企業金融、資金繰り

金融機関の貸出態度は「ゆるい～さほどきびしくない」とみる企業の割合が80%を占めている。この割合は49年5月本調査開始以来、上昇を続けており、当県の場合、金融引締期間中も、地元金融機関等が健全な経営を行っている企業に対して順便に資金を供給していたことによるものと思われる。一方、資金繰りも、「苦しい」とみる企業の割合は昨年2月の69%をピークに逐次低下、今回調査では32%にまで減少した。

昨年春以降の金融緩和政策の結果、このように企業金融は緩んできたが、一方、卸売物価はこのところ上昇幅を高めており、日本銀行では従来以上に物価の安定確保に注意を払うことが必要な段階にきたものと判断している。本年春ごろから日本銀行が景気に対して中立的な金融政策を進めているのは、このような背景による。インフレを抑制しつつ景気回復を息の長いものとするため、各位の一層のご協力をお願いしたいと思っている。

(日本銀行水戸事務所長)

秘密の保護……………

ここで、秘密保護の対象となるのは、統計素材（個人記録）であって、集計され、統計化（集団化）されたものではない。この秘密は、国益を基礎としての「国家機密」と、私権を基礎としての「個人の秘密（プライバシー）」とに分かれる。

統計法第14条は、「秘密に属する事項」と規定し、秘密の範囲を限定している。

統計法第19条の2は、「知り得た」と規定し、秘密の範囲を限定していない。

これは、19条の2についても、14条のように、秘密の範囲を限定するよう類推解釈すべきであろう。

何が秘密か……………これについては、3つの説がある。

- ①客観説 第三者の目からみて（社会通念上）秘密であるものが秘密であるとする説である。
- ②主観説 本人が秘密にしたいとするものが秘密であるとする説である。本人が秘密にしたい事項は、「他人に知られたくない事項」、「そっとしておいてもらいたい事項」と同意である。
- ③折衷説 第三者、本人からみて秘密であるものが秘密とする説である。

「個人の秘密保護」という点からだけみれば、主観説が妥当と思われる。

秘密保護の対象は、何が挙げられるか……………これも3つのものがある。

①「調査票」の秘密の保護（統計法第15条）

本人の主観的、私的秘密に関するものと否とにかかわらず調査票そのものが、秘密扱いにされる。試験調査（pilot test, test survey）にも同様に考えるべきである。

調査票の記載事項は、故なく他人に洩らしてはならない。また、統計上の目的（集計し機械化すること）以外に使用してはならないと、15条1項は規定している。

しかし、標本調査の理論と設計技術の進歩とともに、既存の調査票が必要となってきつつあるから、これを類推解釈すべきであろう。

「集められた」とは、調査員の手許に管理された状態を

いう。

- ②調査の職務執行上の秘密の保護（統計法第19条の2）
- ③調査結果に関する秘密の保護（理論上）

指定統計調査は、公開が原則である。（統計法第16条）完全統計は、公開が原則であるが、不完全統計は非公開が原則である。

秘密保護原則の例外に何があるか……………。

- ①個々の調査票の記載事項から、人名簿、事業所名簿を作成したり、経営調査の個々の調査票の記載事項から経営診断を行うことは、慎むべきである。（これについては、行政管理庁長官の承認が必要であろう。）

仮りに、この例外を行わなければならないときは、その旨を調査前に公示し、被調査者の諒解のもとに行うべきである。この公示にあたっては、調査票の使用目的、調査票の使用の範囲を明示するよう規定されている。

（統計法施行令第6条）

しかし、統計法第15条2項、統計法施行令第6条には、告示の時期について、調査の事前にすべきか否かが明文文化されていない。改正が望まれるところである。

- ②本人が、調査票の公開を是認しているとき。このときは、行政管理庁長官の承認は必要なく、統計目的外に利用し得る。なぜなら、秘密保持の立法精神は、私権の保護にあるからである。
- ③実害のないおしゃべり。
- ④法廷での証人としての証言（所属長の許可が必要）

具体的な秘密保護の方法としては、次のものが挙げられる……………。

- ①調査員の選任にあたり、徳義観念の強い人格者を選ぶ。
- ②調査票の設計段階で、氏名のNo化、被調査者の匿名化、封緘式調査票の作成等を図る。
- ③調査員は、調査票の調査事項以外のものについてはみだりに質問しない。
- ④被調査者の許しが無い限り、他人の前で調査を行わないこと。
- ⑤法による制裁。

..... 上 沢 光 男

- ⑥調査票の写しは作るべきではない。
- ⑦パンチカード、磁気テープ、調査票のマイクロフィルムは、調査票と同じように扱うべきである。
- ⑧第三者による秘密洩れの防止。

— 参 考 —

統 計 法

第14条 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

②前項の規定は、行政管理庁長官の承認を得て使用の目的を公示したのものについては、これを適用しない。

第16条 指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならない。但し、行政管理庁長官の承認を得た場合には、これを公表しないことができる。

第19条の2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

②前項に掲げる者が、行政管理庁長官の承認を得た場合の外集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、これを5千円以下の罰金に処する。

③職務上前2項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。

統計法施行令

第6条 法第15条第2項の規定による公示は、行政管理庁告示によって行う。

②前項の告示には、行政管理庁長官が承認した指定統計の名称、調査票の使用目的及び調査票の使用者の範囲を明示しなければならない。(県統計課企画調整係)

プライバシー (privacy)

プライバシーの権利とは何か………。

これは人間の人格に付随して、法の保護に値すると認められる市民の私生活の自由(「ひとりで放っておいてもらう権利」)である。

言い換えれば、人格権、幸福追求の権利である。

プライバシーの権利の内容は何か………。

- ① 近代憲法典のなかには明記されていない。
 - ② 明確な範囲を画したカテゴリーをなしていない。
 - ③ 内容、法理も形成されつつある。
- ところから、この権利の内容を規定することは困難である。すなわち、この権利の内容は、本質において可変的であり相対的であるから、何が個人の私生活におけるプライバシーかは一義的に確定することは不可能である。

一言で内容を言えば、私事の公開からの保護すなわち不可侵の人格の原則とでも定義づけられよう。

プライバシーの法理としては次のことが挙げられる。

- ① 当該個人が公的な存在である場合、あるいは本人による公開、同意による公開がなされた場合には、プライバシーの権利は主張されない。
- ② プライバシーの権利は、公の利益または一般の利益となる公表や報道を妨げるものではない。
- ③ 私事の公開について、その事柄の真偽は問題でなくまた、公開者の悪意の欠如も抗弁とならず、もっぱらプライバシー侵害に対する保護が眼目となる。
- ④ 保護に値する法益としてのプライバシーは——その法的根拠は別として——それへの侵害に対して物的損害のない場合でも損害賠償を求め得る不法行為訴訟による救済が与えられる。